

令和元年度

山形県交通安全実施計画

山形県交通安全対策会議

(山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課)



## は　じ　め　に

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法(昭和45年 法律第110号)に基づき平成28年9月に策定された第10次山形県交通安全計画(平成28年度～平成32年度)の4年目の実施計画として、平成30年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び国の地方行政機関等が実施する施策をまとめたものです。

平成30年の県内で発生した交通事故の状況は、発生件数5,097件(前年比719件の減)、死者数51人(前年比13人の増)、負傷者数6,199人(前年比1,045人の減)で、発生件数、負傷者数は前年より減少しましたが、死者数は、統計を取り始めた昭和23年以降、最少となった平成28年を23人上回るという、残念な結果となりました。

高齢者の死者数は35人と、前年よりも9人増加し、全死者に占める割合は68.6%(前年比0.2ポイント増)と、全国平均(55.7%)を12.9ポイント上回り、高い水準となっていることから、高齢歩行者及び運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題となっています。

さらに、平成20年3月、県民総ぐるみで飲酒運転の撲滅を目指す「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」が施行され、県はもとより県民及び事業者が一体となった取組みを推進してきたところです。

平成30年の飲酒運転の検挙件数は196件と、前年より1件減少し、2年続けて100件台となり、死者数は1人と前年より1人減少したものの、悪質・危険な飲酒運転は後を絶たない状況であることから、飲酒運転撲滅対策をさらに強化していくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、県民一人ひとりを交通事故の脅威から守り、交通事故のない、安全・安心な山形県づくりを進めるためには、道路交通の安全はもとより、鉄道交通や踏切道における交通の安全確保に向けて、各関係機関が総力を挙げて連携を強化し、家庭・学校・職場・地域と一体となった幅広い取組みを推進していく必要があります。

こうした観点に立ち、令和元年度は、総合的な諸対策について関係機関・団体と連携しながら、着実な推進を図ってまいります。

山形県交通安全対策会議 会長

山形県知事 吉村 美栄子



# 目 次

第1部	総論	1
1	交通事故の現状	1
2	取り組むべき重点施策	2
3	交通安全実施計画の目標	5
第2部	道路交通の安全に関する施策	6
1	交通安全思想の普及徹底	6
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	6
(2)	効果的な交通安全教育の推進	10
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	11
(4)	地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進	15
(5)	飲酒運転の撲滅	16
(6)	自転車の安全利用の推進	17
2	安全運転の確保	19
(1)	運転者教育等の充実	19
(2)	運転免許業務のサービスの向上	23
(3)	自動車運送事業者の安全対策の充実	23
(4)	交通労働災害の防止等	26
(5)	道路交通に関する情報の充実	27
3	道路交通環境の整備	30
(1)	生活道路等における「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備	30
(2)	幹線道路における交通安全対策の推進	31
(3)	交通安全施設等の整備促進	34
(4)	合理的な交通規制の推進	35
(5)	地域住民と一体となった道路交通環境の整備	35
(6)	効果的で重点的な事故対策の推進	36
(7)	高速道路における事故防止対策の推進	37
(8)	高度な道路交通システムの活用	37
(9)	円滑・快適で安全な道路交通環境の整備	38
(10)	交通需要マネジメントの推進	39
(11)	総合的な駐車対策の推進	40

(12)	災害に備えた道路交通環境の整備	41
(13)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	42
4	車両の安全性の確保	44
(1)	自動車アセスメント情報の提供等	44
(2)	自動車の検査及び点検整備の充実	44
(3)	リコール制度の充実・強化	46
(4)	自転車の安全性の確保	46
5	道路交通秩序の維持	47
(1)	交通取締りの強化	47
(2)	交通事故事件捜査の強化	48
(3)	暴走族対策の強化	48
6	救助・救急活動の充実	50
(1)	救助・救急業務体制の整備	50
(2)	救急医療体制の充実	51
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	51
7	交通事故被害者等支援の推進	52
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	52
(2)	損害賠償の請求についての援助等	52
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	53
8	交通事故調査・分析の充実	56
第3部 鉄道交通の安全に関する施策		57
1	鉄道交通の安全に関する知識の普及	57
2	鉄道の安全な運行の確保	57
(1)	保安監査等の実施	57
(2)	運転士の資質の保持	58
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	58
(4)	気象情報等の充実	58
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	60
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	61
3	鉄道交通環境の整備	61
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	61
(2)	運転保安設備等の整備	62
4	鉄道車両の安全性の確保	62
5	救助・救急活動の充実	63
6	被害者支援の推進	63

7	鉄道事故等の原因究明と再発防止	64
第4部	踏切道における交通の安全に関する施策	65
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	65
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	65
(1)	踏切保安設備の整備	65
(2)	交通規制の実施	66
3	踏切道の統廃合の促進	66
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置	67

## 第1部 総論

### 1 交通事故の現状

#### ア 道路交通事故の現状

平成30年の交通事故の発生状況は、発生件数が5,097件(前年比△719件)、負傷者数は6,199人(前年比△1,045人)といずれも前年より減少したものの、事故後24時間死者数については51人(前年比+13人)で、統計を取り始めた昭和23年以降最も少なかった平成28年を大きく上回る死者数となりました。

高齢者の死者数は35人(前年比+9人)で、死者全体に占める割合は68.6%と、県内の過去10年間においては1番多い割合となり、全国平均(55.7%)を12.9ポイント上回っています。

また、高齢者が被害者となる事故及び高齢運転者が加害者となる事故は、ともに全体の約2割を占め、高齢者人口の増加に伴い、引き続き高齢者に係る事故の増加が懸念され、その対策が喫緊の課題となっています。

高齢者の事故を分析すると、道路横断中の事故が多いという特徴があります。

高齢者の死者数35人のうち、歩行中に亡くなった方は11人で、うち5人は道路横断中の事故であり、過去5年間を見ても、歩行中死者55人中、約7割(36人)の方が道路横断中に亡くなっています。

また、昨年、シートベルト非着用の死者は9人(前年比+4人)で、高齢者は死者7人(前年度比+6人)となりました。

一方、飲酒運転の事故は、17件発生(前年比△14件)し、うち1人が亡くなり(前年比△1人)、飲酒運転の検挙は196件(前年比△1件)で平成27年から連続して減少しているものの、飲酒運転の撲滅には程遠い現状にあります。

#### イ 鉄道事故の現状

鉄道の人身傷害事故は、平成25年度以降年々増加していましたが、平成29年度の発生件数は1件となっています。

一度、事故が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりではなく、被害が甚大となることから一層の安全対策の推進が不可欠です。

#### ウ 踏切事故の現状

踏切事故の発生件数は、平成27年以降年1件で推移し、平成29年は0件となるなど、長期的に減少傾向にあります。県内には改良すべき踏切道がなお残されている現状にあるため、引き続き、踏切保安設備の整備を推進します。



## 2 取り組むべき重点施策

県内における交通事故の特徴等を勘案し、県では「第10次山形県交通安全計画」の中で、「高齢者及び子どもの交通安全対策の推進」、「幹線道路での交通事故防止対策の推進」、「運転者対策の推進」、「生活道路などの道路安全施設整備による交通事故防止対策の推進」、「夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進」、「シートベルト全席着用及びチャイルドシートの正しい着用の徹底」を6つの重点事項としています。

令和元年度は、高齢者等の事故防止のための歩行者保護対策と、飲酒運転の撲滅をはじめとした基本的な交通ルール遵守のための諸対策を講じていくとともに、交通安全思想の普及徹底に向けた交通マナーアップ県民運動として、ドライバー4つの確認行動と、歩行者2つの確認行動の促進を展開します。

### ○ドライバー4つの確認行動

- ①横断歩道付近では、歩行者がいないかを確認②一時停止場所では、しっかり止まって確認③乗車したら、全席シートベルト着用状況を確認④十分な車間距離を確保

### ○歩行者2つの確認行動

- ①道路横断開始時と横断中の二度確認②明るい服装・夜光反射材着用確認

## ア 高齢者と子どもの交通事故防止対策

交通事故死者数に占める高齢者の割合が毎年5割前後で推移しており、高齢化の進展とともに今後更に増加することが懸念されます。

高齢者の交通事故死を抑止するため、「地域全体で高齢者を見守る環境づくり」を一層推進し、地域社会全体で高齢者の事故防止を図っていきます。

また、高齢者が道路の危険を理解できるよう参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進するとともに、夜光反射材の普及促進を図り、高齢者の交通事故防止に取り組んでいきます。

高齢運転者についても、道路における危険を予測しながら運転体験ができる交通安全教育を推進します。

更に、高齢者に対し、運動能力の低下に伴う不安がある場合の運転免許証の自主返納を呼びかけるとともに、自主返納した高齢者に対する支援制度の拡充に向け、自治体や運送事業者等への働き掛けを継続して実施し、自主返納の促進を図ります。

一方、子どもの交通安全対策については、警察、道路管理者、地域、学校、家庭が一体となり、交通規制、危険箇所の把握と改善、パトロール等、ハード、ソフト両面から通学路の安全対策を推進するほか、「かもしかクラブ」による幼児教育、自転車事故防止に関する交通安全教育や交通安全指導を推進します。

また、県下で展開している小学生による高齢者に対する「ハートフルメール作戦」

を一層推進し、子ども、高齢者双方の交通安全意識の高揚を図ります。

#### イ 歩行者保護意識の向上

平成30年の交通事故死亡者数51人のうち、歩行者は14人（27.5%）となっています。また、昨年JAFが実施した「信号機のない横断歩道で歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」の結果、本県の停止率は、7.6%と全国平均を下回っており、横断歩道に歩行者が立っていても停止する車は10台に1台もない実態であることが明らかになったことから、道路交通における「人優先」の交通安全思想を基調とし、各季の交通安全県民運動や旬間を通じ、「横断歩行者保護意識浸透活動」を推進し、

○歩行者は車が来る方を見て、手をあげて運転者に合図すること

○運転者は一時停止後、手で横断を促すこと

の周知・実践を図っていきます。

併せて、歩行者には「安全横断5則」の遵守を浸透させることにより、歩行者の交通事故防止を図ります。

また、最近問題となってきた「ながらスマホ」について、運転中は違反であることの周知徹底、歩行中の使用は危険であることの注意喚起を行っていきます。

#### ウ 飲酒運転の撲滅

全国的に飲酒運転による重大事故が相次ぎ、社会問題化したことを契機に道路交通法の罰則が強化されるなど飲酒運転撲滅の気運が高まり、飲酒運転の撲滅は、安全・安心な街づくりに向けた重要な課題の一つとなっています。

こうした中、平成20年3月に、飲酒運転のない安全・安心な県民生活を実現するため、全国で3番目となる「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」を制定し、県、県民及び事業者が一体となって飲酒運転の撲滅に取り組んできたところでありますので、今後もこの取組みを継続していきます。

また、飲酒運転は、罪のない県民の命を脅かす極めて危険かつ悪質な犯罪行為であることから、飲酒運転撲滅のための広報啓発活動を各季の交通安全県民運動の重点項目に掲げ、あらゆる機会に幅広く広報・啓発を行い、職場、家庭、飲食店等の取組みを積極的に促進するとともに、取締りを強化するなど、県民総ぐるみで飲酒運転の撲滅を図ります。

#### エ シートベルト等の全席での着用の徹底

平成20年6月に施行された改正道路交通法において、後部座席のシートベルト着用が義務づけられたことから、各季の交通安全県民運動等あらゆる機会を捉え、後部座席を含む全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を呼び

掛けていますが、平成30年の自動車運転中の事故による死亡者27人のうち、9人（運転席8人、助手席1人）がシートベルト非着用の事故で亡くなり、うち5人（運転席5人）はシートベルトさえしていれば助かったと認められる事故でした。

また、JAF等による平成30年の着用調査では、運転席や助手席ではほとんどの方が着用していますが、後部座席での着用率は、本県では33.6%と極めて低い状況となっており、チャイルドシートの着用率（6歳未満）も65.7%に止まっています。

今年度も、警察による取締りとともに着用効果等の広報啓発に努め、全席での着用の徹底を図っていきます。

#### オ タ方から夜間にかけての交通事故防止

特に秋口から多発傾向にある夕暮れ時の重大事故を防止するため、県や市町村、交通安全協会、安全運転管理者協会等の交通安全関係機関・団体と連携し、「早めのヘッドライトを点灯」と「こまめな切り替えによるハイビームの適正かつ積極的な活用」の実践を継続して呼び掛けていきます。

また、平成30年に夜間、歩行中に交通事故に遭い死亡した人のうち、夜光反射材を着用していた人はいなかったことから、夜光反射材の着用効果に関する広報啓発及び高齢者世帯訪問活動等を通じた夜光反射材の直接貼付活動を継続して推進します。

なお、各季の交通安全県民運動等においては、「夜ピカピカ大作戦！」と称して、夜光反射材の着用を推進します。

#### カ 生活道路及び幹線道路における交通事故防止

高齢者の道路歩行中の死亡事故の約7割は、自宅から500メートル以内で発生しており、高齢者にとっては、自宅近くの生活道路における交通事故防止対策が重要になります。また、死亡事故全体の約6割が国道、県道等の幹線道路で発生しており、国道にあつては車対車による正面衝突事故、県道にあつては人対車による道路横断時の事故が多発したことから、関係機関が連携した幹線道路対策が必要です。

そのため、交通事故が多発する危険箇所を抽出し、マップ作成等による広報の推進及び関係機関・団体と連携した街頭活動の強化を推進していきます。

また、道路管理者、警察等が連携し、交通安全施設の設置等道路交通環境の改善を図っていきます。

#### キ 自転車利用者のルール遵守の推進

平成24年3月に、山形県道路交通規則の一部改正により、携帯電話やヘッドホン等を使用しながらの運転や傘差し運転が禁止され、平成25年12月には改正道路交通法が施行され、道路右側の路側帯通行が禁止されました。平成27年6月1日には

改正道路交通法が施行され、自転車運転において危険なルール違反（信号無視、酒酔い運転、一時不停止等）を繰り返す場合には、自転車運転者講習の受講が義務付けられましたので、引き続き広報活動や街頭指導活動等により、見通しの悪い交差点での安全確認等も含め、自転車利用者のルール遵守についての広報啓発活動を推進し、自転車による交通事故の防止を図ります。

また、定期的な点検整備や自転車保険への加入も引き続き広報してまいります。

### 3 交通安全実施計画の目標

第10次山形県交通安全計画では、平成32年まで交通事故による年間死者数を30人以下、年間死傷者数6,000人以下にする目標を掲げていますが、4年目となる令和元年の交通事故による死者数については、「31人以下」を目標としています。

## 第2部 道路交通の安全に関する施策

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	子育て推進部、防災くらし安心部、健康福祉部、教育庁、警察本部
細目	事業の概要	
① 幼児、小、中、高校生等に対する交通安全教育	<p>ア 幼児に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 幼児教育では、交通安全のきまりを理解させるとともに、安全に道路を通行できる習慣や態度の育成が図られるよう指導します。</p> <p>(イ) 幼児の事故をなくすため、園児を対象に交通安全教室を開催するほか、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の交通安全指導者としての指導力の向上を図ります。</p> <p>(ウ) 教育関係者等と地方公共団体の行う交通安全教育活動に、幼児用教育資料を提供するとともに、交通安全専門指導員を保育所、幼稚園、小学校に派遣し、交通安全教育活動を支援します。</p> <p>(エ) 幼稚園、保育所、認定こども園、学校と段階を経た体系的な交通安全教育を実施するとともに、「幼児を守る足型マーク」の普及並びに「かもしかクラブ」の結成促進と育成指導の強化等により、親子一体の交通安全教育を推進します。</p> <p>イ 小学生に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 小学校では、歩行者としての心得、自転車や乗り物の安全な利用、交通ルールの意味、必要性、自転車安全利用五則等について理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行できる態度や能力の育成が図られるよう指導します。</p> <p>(イ) 自転車を利用する際は、通行方法等自転車に関する交通ルールの習得、自転車の点検整備、体にあった自転車の選定及びヘルメット着用の推奨などを指導します。</p> <p>(ウ) P T A、公民館では、婦人団体、青年団体、町内会及び交通安全協会の連携の下に、学区、スクールゾーン対策懇談会等を開催し、安全教育を推進します。</p> <p>ウ 中学生に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 中学校では、歩行者としての心得、自転車や乗り物の安全な利用、自動車の特性、危険予測と回避、標識等の意味、改正道路交通法の内容、応急手当等について十分理解するとともに、自己の安全だけ</p>	

でなく、他の人々の安全にも配慮できる態度や能力の育成が図られるよう指導します。

(イ) 自転車を利用する際は、自転車に関する交通ルールの遵守、自転車の点検整備、ヘルメット着用及び保険加入の推奨などを指導します。

(ウ) P T A、公民館では、婦人団体、青年団体、町内会及び交通安全協会の連携の下に、学区、スクールゾーン対策懇談会等を開催し、安全教育を推進します。

#### エ 高校生に対する交通安全教育

(ア) 高等学校では、自転車の安全な利用、改正道路交通法の内容、二輪車・自動車の特性、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めさせるとともに、交通社会の一員として、責任を持って行動することができる健全な社会人の育成が図られるよう指導します。

(イ) 自転車を利用する際は、自転車に関する交通ルールの遵守、自転車の点検整備及び保険加入の推奨などを指導します。

(ウ) P T A、公民館では、婦人団体、青年団体、町内会及び交通安全協会の連携の下に、学区、スクールゾーン対策懇談会等を開催し、安全教育を推進します。

(エ) 教育機関、二輪車安全運転推進委員会、指定自動車教習所及び警察が連携し、安全運転講習会へ指導員等を派遣し支援するほか、安全運転について指導します。

#### オ 特別支援学校の児童生徒に対する交通安全教育

(ア) 特別支援学校では、児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性に応じて、自ら危険な場所を予測・回避し、安全に通行できる態度や能力の育成が図られるよう指導します。

(イ) 自転車を利用する際は、児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性に応じて、通行方法等自転車に関する交通ルールの習得や遵守、自転車の点検整備、体にあった自転車の選定、ヘルメット着用及び保険加入の推奨などを指導します。

(ウ) P T A、公民館では、婦人団体、青年団体、町内会及び交通安全協会の連携の下に、学区、スクールゾーン対策懇談会等を開催し、安全教育を推進します。

#### カ 自主的な全席シートベルト着用の取組み

昨年 J A F が実施した「シートベルト着用状況全国調査」の結果、本県は、一般道路における運転席の着用率が 99.6% と全国上位ですが、後部座席のシートベルト着用率が 33.6% と全国下位

<p>② 成人(社会人)、高齢者、障がい者、外国人等に対する交通安全教育</p>	<p>となっています。</p> <p>小・中・高校生は、自らシートベルトを締める意識の醸成が、将来、運転免許を取得した際の交通安全意識の定着に繋がるため、同児童・生徒等に対して自主的な全席シートベルト着用に向けた取組みの促進を図っていきます。</p> <p>ア 成人(社会人)に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 昨年 J A F が実施した「信号機のない横断歩道で歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」の結果、本県の停止率は、7.6%と全国平均を下回っており、横断歩道に歩行者が立っていても停止する車は10台に1台もない実態であることが明らかになっています。</p> <p>交通弱者保護ゾーン(スクールゾーン、シルバーゾーン、ゾーン30)内における歩行者保護のための安全運転5則の周知と横断歩行者保護意識を醸成するため、横断歩行者保護規定(道路交通法第38条)の広報啓発に努めます。</p> <p>また、横断歩道において、歩行者が優先であることを含め、自動車運転者に対しては、「歩行者を守る」保護意識の定着を図り交通ルールの遵守に努めるよう促していきます。</p> <p>(イ) 高速道路における交通事故を防止するため、高速走行時における安全運転知識の普及を図ります。</p> <p>(ウ) 全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用、二輪車乗車時におけるヘルメットの正しい着用の指導と非着用者の指導取締りを強化します。</p> <p>(エ) 冬道における交通事故を防止するため、冬道の安全運転5則の周知と積雪・凍結路面等走行時における安全運転の広報啓発を促進します。</p> <p>(オ) また、前方不注意による交通事故が多発していることから、交通関係機関団体及び指定自動車教習所と連携し、「前をよく見て運転集中」の広報啓発を図っていきます。</p> <p>イ 高齢者に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 関係機関・団体が連携し、高齢者の交通事故防止に向けて、街頭における交通事故防止の呼びかけや安全情報の発信、訪問活動など地域全体で高齢者を見守る環境づくりに向けた取組みを行い、交通安全意識の高揚に努めます。</p> <p>(イ) 老人ホームや老人クラブ等において警察官及び交通安全専門指導</p>
--	--

員が交通安全指導を実施します。

(ウ) 「交通安全危険予測シミュレータ」や「わたりジョーズ君」を用いた参加・体験・実践型の交通安全教室や、街頭保護（誘導）活動等の機会を活用した現場指導を行い、交通安全意識の高揚に努めます。

(エ) 高齢運転者の道路歩行中、運転中における危険感受性を高めるため、交通安全危険予測シミュレータを活用した交通安全教室を開催し、高齢者が交通事故に遭わない、起こさない取組みを推進します。

(オ) 道路の安全な横断方法に対する理解促進のため「安全横断5則」の実践、「道路横断時の二度安全確認」を呼びかけます。

(カ) 「交通安全ゆとり号」による運転適性検査により、高齢者に身体的機能の状況を認識してもらい、注意を喚起し、交通安全意識の高揚を図ります。

(キ) 高齢者に対する交通安全教室及び交通安全大会に交通安全専門指導員を派遣して、寸劇等を通じた「見せる・聞かせる・考えさせる」交通安全教育を実施するとともに、高齢者が利用する福祉施設を通じた交通ルール遵守の呼びかけを行い、交通安全意識の高揚を図ります。

(ク) 高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図ります。

また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないよう運転者教育に努めます。

(ケ) 小学生が祖父及び祖母に交通安全を呼びかける葉書を書くことによって交通安全意識の高揚を図ります。

#### ウ 障がい者に対する交通安全教育

(ア) 障がい者の交通安全意識を高めるため交通安全指導員等による交通安全教育を推進します。

(イ) 電動車いすの利用者に対しては、歩行者としての正しい通行方法と交通安全意識の高揚を図るための指導に努めます。

#### エ 外国人に対する交通安全教育

外国人を含めた地域住民の交通安全教育活動に見識と熱意を持ち、専門的知識と技能を有するボランティア的リーダーである地域交通安全活動推進委員等が地域コミュニティの中核となって、地域住民と密着した交通安全活動を自主的かつ積極的に推進します。



章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 防災くらし安心部、教育庁
項目	(2) 効果的な交通安全教育の推進	
細目	事業の概要	
① 交通安全教育を推進するための指導者の育成	<p>ア 指導者研修会の開催 「高等学校交通安全教育指導者研修会」を開催し、指導理論と実技を中心に研修します。</p> <p>イ 交通安全専門指導員の研修 「中央交通安全専門指導員研修」に県の交通安全専門指導員を派遣します。</p> <p>ウ 指導用参考文献の有効活用 指導用参考文献を有効活用して、基本的な交通安全思想を涵養し、安全に行動できる能力や態度を身につかせます。</p> <p>エ 研修会等への参加推進 心肺蘇生法などの実技訓練を含めた研修会等への参加を推進し、教員の指導力の向上を図ります。</p>	
② 交通安全教育の推進	<p>ア 交通安全専門指導員の派遣 交通安全教室に県の交通安全専門指導員を派遣します。</p> <p>イ 交通安全教育用補助機材等の貸出し 模擬信号機、交通安全教育グレースボールセット及び交通安全DVD等を貸し出します。</p> <p>ウ 交通安全知識の周知徹底 「交通安全教育指針」「交通の方法に関する教則」「お母さんの交通安全教本」「交通安全教育指導資料」等を活用し、交通安全に関する知識の周知徹底を図るとともに、交通安全DVD等の教材を整備し、交通安全教育が効果的に推進されるように努めます。</p>	

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 防災くらし安心部、警察本部	
項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進		
細目	事業の概要		
① 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の推進	<p>県交通安全対策協議会は、県交通安全計画の実施主体となって構成員の連携の強化を図るとともに、交通安全活動を展開します。</p> <p>&lt;運動の重点事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者の基本ルール遵守徹底</li> <li>○ 高齢者と子どもの交通事故防止</li> <li>○ 飲酒運転の撲滅</li> <li>○ 自転車利用時の交通事故防止</li> </ul>		
② 交通安全運動の推進	<p>実情に即した交通安全運動を実施します。</p> <p>ア 年間を通じて行う運動</p> <p>年毎の重点項目を設定し、交通安全「よく見て 確認 ゆとり行動」県民運動のもと、県民総ぐるみの運動を展開します。</p> <p>また、年間の交通安全県民運動を展開する中で、運転者と歩行者の具体的行動として、交通マナーアップ県民運動「ゆずり合い 笑顔とゆとりの 山形路」もあわせて展開していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通マナーアップ県民運動</li> <li>○ 高齢者の交通事故防止推進県民運動</li> <li>○ 飲酒運転撲滅県民運動</li> </ul> <p>イ 期間を定めて行う運動</p> <p>交通安全県民運動実施計画</p>		
	運動の種類別	実施期間	期間
	交通安全「よく見て 確認 ゆとり行動」県民運動	31. 4. 1～2. 3.31	年間
	新入学児童（園児）の交通事故防止強化旬間	31. 4. 6～31. 4.15	10日間
	春の交通安全県民運動	元. 5.11～元. 5.20	10日間
	“ 明るいやまがた ” 夏の安全県民運動	元. 7.19～元. 8.18	1か月間
	秋の交通安全県民運動	元. 9.21～元. 9.30	10日間
	高齢者の交通事故防止推進強化旬間	元.11. 1～元.11.10	10日間
	飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間	元.12.11～元.12.20	10日間

<p>③ 普及啓発活動の 効果的な推進</p>	<p>ウ 日を定めて行う運動</p>
	<p>県・市町村や関係機関・団体等と連携して、5月20日と9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」として定め、各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレット等を配布するなど、県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、これを実践するように、効果的な広報活動を推進します。</p>
	<p>また、県民が交通安全に関心を持ち、交通安全意識を高める日として、毎月1日と15日を「交通安全の日」（街頭活動強化の日）として定め、関係機関・団体の連携のもとに、運転者や歩行者に安全を呼びかける街頭指導を推進します。</p>
	<p>エ 交通安全県民大会の開催</p>
	<p>広く県民の英知を結集し、交通事故の防止と交通安全思想の普及及び交通道德の高揚を図るため、第58回山形県交通安全県民大会を令和元年10月16日に山形市において開催します。</p>
	<p>オ 地域や市町村における活動及び推進体制の強化</p>
	<p>地域社会における交通安全指導の充実を図るため、地域が一体となった基盤づくりを行い、民間交通安全組織の活動との連携を通じ、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけるための地域活動が推進されるよう指導します。</p>
	<p>(ア) 自治会、子ども会、青年団、婦人会、PTA等社会教育関係団体に対して、交通安全関係諸機関・団体との連携を図りながら、地域における実践活動が徹底されるよう指導します。</p>
	<p>(イ) 地域組織等を通じて、児童や高齢者の交通事故防止を図るため、街頭における呼びかけや巡回等の活動を推進します。</p>
	<p>(ウ) 老人クラブ活動の場や老人ホーム等における交通安全教育・指導の促進を図ります。</p>
	<p>ア 街頭キャンペーンの実施</p>
	<p>イ 広報媒体の積極的活用</p>
	<p>(ア) 県広報誌等による広報</p>
	<p>(イ) ラジオ・テレビによる交通安全の呼びかけ</p>
	<p>(ウ) 交通関係事業所、交通安全活動団体組織等による広報</p>
	<p>(エ) 時期的な交通事故の傾向をとらえた広報</p>
	<p>(オ) 県、市町村、警察、交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全母の会等の広報紙及び広報車による広報</p>
	<p>(カ) 有線放送、防災無線、道路情報板、掲示板による広報</p>

	<p>(キ) 各種運動の時期をとらえたポスター、リーフレット、チラシ等による広報</p> <p>(ク) 交番・駐在所が発行するミニ広報紙等による広報</p> <p>(ケ) 新聞紙面の活用による広報</p> <p>(コ) 啓発用チラシ、たて看板、電光表示板、電光ニュース等による呼びかけ</p> <p>(サ) 高速道路利用者に対する交通安全キャンペーン</p> <p>ウ 交通関係機関・団体、報道機関への資料、情報等の提供</p> <p>交通安全に関する資料（交通年鑑、運動の要綱等）、情報等を提供します。</p>
<p>④ 夜光反射材の着用促進等</p>	<p>過去5年間の夜間における歩行者事故の死者は51人であるが、そのうち夜光反射材を着用していたのは1人もいないことから、関係機関・団体と連携し夜光反射材の着用促進を図るとともに、横断歩行者妨害の取締りを強化します。</p> <p>なお、各季の交通安全県民運動等においては、「夜ピカピカ大作戦！」と称して、夜光反射材の着用を推進します。</p>
<p>⑤ 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい着用の徹底</p>	<p>昨年JAFが実施した「シートベルト着用状況全国調査」の結果、本県は、一般道路における運転席の着用率が99.6%と全国上位であります。後部座席のシートベルト着用率が33.6%と全国下位となっています。</p> <p>全ての座席におけるシートベルト及びチャイルドシートの着用率100%を目標に、各季の交通安全運動等において重点対策として取り組み、あらゆる機会に着用の徹底を広く呼びかけます。</p> <p>また、シートベルト・チャイルドシート着用効果の啓発を行うとともに、着用義務違反者に対する取締りを強化します。</p>
<p>⑥ 夕暮れ時や悪天候時等におけるヘッドライトの点灯の促進</p>	<p>ア 夕暮れ時の早め点灯の励行</p> <p>夕暮れ時の交通事故の未然防止と交通マナーの向上を図るため、市町村、関係機関・団体と連携して「早めのヘッドライト点灯」と「こまめな切替えでハイビームの適正かつ積極的な活用」について広報啓発し、また、交通弱者に対するいたわりと思いやり運転励行の呼びかけを実施します。</p> <p>イ 悪天候時の昼間点灯の励行</p> <p>地吹雪など悪天候や視界不良時には昼間点灯に積極的に取り組みま</p>

<p>⑦ 交通事故に関する情報提供の推進</p> <p>⑧ エコドライブの促進</p> <p>⑨ 安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発</p>	<p>す。</p> <p>ウ 交通機関等の積極的な取り組み  県、市町村、バス・タクシー・トラック事業者等により、早め点灯及び悪天候時点灯を率先して実施します。</p> <p>エ 広報活動の推進  各種広報媒体を活用して広報活動を推進するとともに、関係機関・団体及び市町村と連携して街頭活動を展開します。</p> <p>交通事故の発生場所や事故形態など交通事故の特性に応じた対策を実施していくため、地理情報システム（GIS）で得た事故分析結果をインターネットなどを通じ広く県民に発信していつでも閲覧できるようにし、交通事故情報の「見える化」を図り、県民に対し効果的な交通事故情報の提供に取り組みます。</p> <p>やさしい発進や停止を行うエコドライブは、運転における心の余裕につながり、交通事故防止に有効な手段であるため、地球温暖化防止県民運動と連携し、エコドライブの促進・普及を図ります。</p> <p>また、各種広報媒体を活用して、エコドライブの効果について広報を推進します。</p> <p>高齢運転者を含めた全ての自動車運転者による交通事故の発生抑止・被害軽減対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の運転支援機能を備えた自動車の普及啓発を推進します。</p>
---	--

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】
項目	(4) 地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進	子育て推進部、防災くらし安心部、健康福祉部、警察本部
細目	事業の概要	
<p>① 高齢者と子どもを事故から守る地域づくりの推進</p> <p>② 高齢者の自主的な交通安全活動の促進</p>	<p>ア 市町村における高齢者と子どもの交通事故防止対策推進のための組織等の設置促進と安全情報の発信</p> <p>高齢者と子どもの交通安全対策を地域を挙げて推進するため、各市町村の交通安全推進協議会等を単位に高齢者と子どもの交通事故防止対策推進のための組織等の設置を促進します。</p> <p>また、市町村内の各地域においては、特に、安全で良好なコミュニティ形成が図られるよう、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成や、交通安全総点検、交通安全パトロールを実施するなど住民が積極的に参加できるような仕組みづくりを促進します。</p> <p>その際、地域の交通安全関係機関・団体は、当該地域に根ざした具体的な目標の設定方法や活動方法等について情報やノウハウを提供し、実効のある交通安全対策となるよう支援するなど、住民・関係機関・団体が一体となった交通安全対策を推進します。</p> <p>特定交通要点における立哨交通取締りの徹底により運転者に対し注意喚起と高齢者等交通弱者の保護誘導を推進します。</p> <p>イ 地域全体で見守る活動の推進</p> <p>関係機関・団体が連携して一体となり、子どもや高齢者を交通事故から守るため、街頭における呼びかけや見守る活動を促進します。</p> <p>ウ 三世代交流型交通安全教育の促進</p> <p>子ども、親、祖父母の三世代が一緒になって行う交流型の交通安全教育を推進し、家庭や家族、地域住民で高齢者と子どもを守る地域づくりを推進します。</p> <p>地域における高齢者の交通安全リーダーを育成するため、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の研修を行い、研修で習得した交通事故防止に役立つ情報を広めていただくなど、高齢者の自主的な交通安全活動を促進します。</p>	

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】
項目	(5) 飲酒運転の撲滅	防災くらし安心部、警察本部、教育庁
細目	事業の概要	
① 飲酒運転を撲滅する運動の展開	<p>飲酒運転を撲滅するには、県民一人ひとりが飲酒運転をしない、させない、許さないという意識を強くもつことが重要であることから、飲酒運転撲滅を各季県民運動等の重点項目と位置付け、関係機関・団体と連携しながら「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」の周知徹底を図るための広報啓発活動のほか、街頭指導、職場や世帯訪問での呼びかけ、飲食店等への啓発活動などの取組みの強化を図ります。</p> <p>また、家庭や地域における自主的な取組みも、飲酒運転の撲滅には大変効果的であることから、小・中学校及び高等学校における交通安全教育や公民館活動、町内会行事など様々な取組みを通しながら、子どもから大人まで家庭や地域が一体となって、飲酒運転をしない、させない、許さないという環境づくりを積極的に推進していきます。</p> <p>特に、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故や検挙の実態を周知するとともに、酒酔い運転、酒気帯び運転に対する欠格期間の上限や罰金等の刑事罰、損害賠償、社会的制裁等について引き続き周知することにより、飲酒運転の撲滅を図ります。</p> <p>また、酒に酔った状態を疑似体験できる飲酒状態体験ゴーグルを使用した参加・体験型の講習会等を数多く開催し、飲酒が運転に与える影響について理解を深めるための効果的な交通安全教育を推進します。</p> <p>飲食店、コンビニエンスストア等の酒類販売業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者、駐車場管理者、警備業事業者等に対し、飲酒運転をしそうな者を発見した場合の警察への通報を呼びかけるとともに、あわせて、飲酒運転撲滅の受け皿としての自動車運転代行業の適正化と利用促進を図っていきます。</p> <p>〈具体的な取組み〉</p> <p>ア 飲酒運転撲滅の啓発（継続的な取組み）</p> <p>意識改革の啓発、各種イベント会場等での広報・啓発、飲食店付近での街頭活動、アルコールチェッカーの活用の拡大、ハンドルキーパー運動の推進、飲酒運転追放宣言事業所の設置、ラジオスポット放送等による啓発、飲食店訪問や世帯訪問による呼びかけなど。</p>	

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】
項目	(6) 自転車の安全利用の推進	防災くらし安心部、警察本部、教育庁
細目	事業の概要	
① 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進	<p>ア 自転車利用者に対するルールの周知</p> <p>(ア) 県・市町村や学校、自転車関係事業者等と連携し、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、児童・生徒のほか大学生や高齢者、主婦等全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図り、自転車警告カード（イエローカード）による安全指導を実施します。</p> <p>(イ) 自転車の飲酒運転、制動装置のない自転車の運転については取締りを強化するとともに、平成24年3月1日に山形県道路交通規則が改正され、「傘さし運転」「携帯電話使用」「ヘッドホン・イヤホン等の使用」が禁止されたことや、平成25年12月に改正道路交通法が施行され、道路右側の路側帯通行が禁止されたことから、これら違反の取締りや広報啓発活動を推進します。</p> <p>(ウ) 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や市町村の交通指導員、地域住民等と共同で街頭における広報啓発活動を積極的に推進していくほか、自転車安全整備士による安全教育及び街頭点検を実施し、ブレーキ、反射器等自転車の整備や安全な乗り方等を指導します。</p> <p>(エ) 自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特に、幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用を積極的に促進します。</p> <p>また、幼児二人同乗用自転車による幼児二人同乗が認められたことを踏まえ、同自転車の安全利用に係る広報啓発活動を行います。</p> <p>イ 自転車安全教育の推進</p> <p>学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、教育効果の高い教材の作成や教育手法の調査研究等により教育内容の充実に努めます。また、自転車安全教育推進委員会と連携し「自転車の安全な乗り方指導者講習会」を開催して、地域の指導者の充実に努めるとともに、学校、町内会、交通安全協会、指定自動車教習所等の協力を受け、児童・生徒のほか、大学生や高齢者、主婦等成人にも対象を拡大して、参加・体験・実践</p>	



<p>② 夕暮れ時の早め点灯等の推進</p>	<p>型の自転車安全運転教室等を積極的に開催・実施するほか、小学生を対象とした「交通安全子ども自転車大会」及び高齢者を対象とした「交通安全高齢者自転車大会」を開催し、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のため配慮すべき事項等についても周知に努めます。</p> <p>高校生に関しては自転車運転のマナー向上のため、山形県高校生マナーアップ運動等を通じて諸対策を推進し、高校生の自転車事故の減少に努めます。また、イエローカード（自転車警告カード）を交付された高校生に対しては学校への通知を実施し、学校と連携して安全教育を実施します。</p> <p>ウ 自転車の安全性の確保</p> <p>夕暮れ時から夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の点灯の徹底と反射器材の取付け促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。</p> <p>また、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用します。</p> <p>さらに、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、賠償責任等の対策として自転車保険の加入とTSマーク（保険が付帯された自転車安全整備士による点検、整備を受けた安全な普通自転車であることを示すマーク）の普及・促進と自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努めます。</p> <p>自転車の前照灯の早め点灯の徹底及び自転車側面への反射器材の取付けを関係機関・団体と連携しながら促進します。</p> <p>また、夜間における歩行者、自転車利用者、二輪運転者等に対しては、明るくかつ目立つ服装の着用、夜光反射材の活用の推進を図ります。</p>
------------------------	--

章	2 安全運転の確保	【実施機関】
項目	(1) 運転者教育等の充実	警察本部
細目	事業の概要	
① 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	<p>運転者が安全に運転しようとする意識及び態度を育成するとともに、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるために運転者教育等の充実を図ります。</p> <p>ア 自動車教習所における教習の充実</p> <p>運転者に対する施策は、交通安全対策の中でも一層重要性が増してきており、特に、運転者教育の中核をなす自動車教習所における教育は、交通安全意識の高いドライバーの育成を図るため、視聴覚教材の充実や教習指導員等の指導能力、資質の向上が求められています。</p> <p>資質向上等のために行う指定自動車教習所の教習指導員等に対する法定の職員講習のほか、立入検査等を通じて教習所に対する指導を強化し、教習水準の向上と業務の適正化を促進し、交通安全意識の高い初心運転者の育成を図ります。</p> <p>イ 運転免許取得時講習の充実</p> <p>普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、大型二輪免許、普通二輪免許、普通二種免許、中型二種免許、大型二種免許を取得しようとする者に受講が義務付けられている各種別ごとの講習及び応急救護処置講習に関し、委託先に対する指導を積極的に行い、業務の適正化を推進することにより、これら受講者の運転者としての資質の向上を図ります。</p> <p>また、原付免許を取得しようとする者に対しても、受講が義務化されている原付講習に関し、県交通安全協会に対する指導を積極的に行い、業務の適正化を図ることにより、これら受講者の運転者としての資質の向上を図ります。</p> <p>ウ 運転免許合格者講習の推進</p> <p>新たに普通免許・準中型免許・二輪免許を取得する者には、運転免許合格者講習を実施し、初心・若年運転者の安全意識の高揚を図ります。</p>	
② 運転者に対する再教育の充実	<p>ア 初心運転者講習</p> <p>交通違反等により一定の基準（合計点数3点以上。ただし違反点数3点の違反を1回犯して3点に達した場合は除く。）に該当した初心</p>	

<p>③ 二輪車安全運転対策の推進</p>	<p>運転者（普通免許、準中型免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を取得して1年以内の者）を対象とした講習を行い、運転者としての資質の向上等を図ります。</p>
	<p>イ 違反者講習 軽微な違反等の累積6点の者を対象とした講習を行い、運転者としての資質の向上等を図ります。</p>
	<p>ウ 取消処分者講習 過去に運転免許の取消等の処分を受け再び運転免許試験を受けようとする者を対象とした講習（飲酒運転を理由とした取消処分者等に対しては飲酒取消処分者講習）を行い、運転者としての資質の向上等を図ります。</p>
	<p>エ 停止処分者講習 運転免許の停止処分等を受けた者を対象とした講習を行い、危険運転者の改善を図ります。</p>
	<p>オ 更新時講習 優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習時に、県内の交通情勢の周知や安全運転に関する広報啓発を行い、運転者としての資質の向上等を図ります。</p>
	<p>カ 運転免許取得者教育 運転免許所持者で、ペーパードライバー等のように運転経験の少ない者を対象に指定自動車教習所が行う「運転免許取得者教育」の一層の推進を働きかけ、交通社会人としてのマナー教育の向上や運転免許取得後の安全な運転技能の向上を図ります。</p>
	<p>ア 各種安全運転講習の推進 二輪車の事故を防止するため、原付講習を推進するとともに、交通安全協会が行う自動二輪車安全運転講習に対して必要な協力を行い、二輪運転者の安全意識及び技能の向上を図ります。 また、県交通安全協会が主催する二輪車安全運転山形県大会に協力し、二輪車の模範運転者の育成を図ります。</p>
	<p>イ 自動車教習所における二輪教習体制の整備 立入検査を計画的に実施し、人的・物的状況及び教習内容を的確に把握して、実情に応じた指導・助言を強化します。 また、法定の職員講習などの機会を通じ、指導員等の資質の向上を図ります。</p>
	<p>ウ ヘルメットの正しい着用の徹底</p>

<p>④ 運転者対策の推進</p>	<p>二輪乗車時のヘルメット着用による被害軽減効果及び正しい着用方法についての広報啓発活動を推進し、着用の徹底を図ります。</p> <p>1 高齢ドライバー対策の推進</p> <p>ア 高齢者に対する教育の充実</p> <p>(ア) 75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の結果に基づく臨時適性検査等が円滑に実施できるよう、医療機関と連携を強化します。</p> <p>(イ) 講習の実施機関である指定自動車教習所に対し、高齢者が関係する交通死亡事故発生通報の資料提供を行い講習内容の充実を図ります。</p> <p>(ウ) 春・秋の交通安全運動期間等に「教習所の一斉解放」による交通安全教室の開催を積極的に働きかけ、高齢運転者の安全運転意識の高揚を図ります。</p> <p>イ 運転適性相談等の充実</p> <p>認知症等の病気や加齢による身体機能の低下に伴い、運転に不安を持っている者が安心して相談できるよう、総合交通安全センターに配置した医療系専門職員の相談対応により、相談窓口の充実を図ります。</p> <p>ウ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用</p> <p>70歳以上75歳未満の高齢運転者の安全意識を高めるため、各種講習会等あらゆる機会をとらえ高齢者マークの積極的な使用の促進を図るとともに、取り付けた自動車に対する保護意識の高揚を図ります。</p> <p>エ 高齢運転者教育の推進</p> <p>山形県交通安全活動推進センターにおける高齢者に対する交通安全教育の充実を図るとともに、高齢者に対する交通安全活動に従事する地域交通安全活動推進委員に対する研修会の充実に努めます。また、警察本部で所管する「交通安全ゆとり号」を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の更なる促進を図ります。</p> <p>オ 運転免許証自主返納制度の周知</p> <p>運転免許の自主返納制度と身分証明書として利活用できる運転経歴証明書の周知を図ります。また、運転免許を返納した方の生活支援のため、返納者の希望に応じて地域包括支援センターへの情報提供を推進します。</p>
-------------------	---

<p>⑤ 全席シートベルト着用及び正しいチャイルドシート着用の徹底</p> <p>⑥ 自動車安全運転センターの業務の充実</p> <p>⑦ 危険運転者の早期排除等</p>	<p>2 青年ドライバー対策の推進</p> <p>業務・通勤中の交通事故が多いことから、安全運転管理者事業所を含む事業者対策を強化するとともに、安全運転管理者事業所以外の事業所に対しても若者対象の参加・体験・実践型交通安全教育を推進します。</p> <p>ア 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底</p> <p>昨年 J A F が実施した「シートベルト着用状況全国調査」の結果、本県は、一般道路における運転席の着用率が 99.6%と全国上位ですが、後部座席のシートベルト着用率が 33.6%と全国下位となっています。</p> <p>県、市町村、関係機関・団体等と連携し、交通取締りや各種講習会等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて広報啓発を図るとともに、広報資料やシートベルトコンビンサーを活用するなどして着用による被害軽減効果を訴え、後部座席を含めた自動車の全乗員についてシートベルトの正しい着用の徹底を図ります。</p> <p>イ チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育所、病院、販売店等と連携した取付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付け方等適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図ります。</p> <p>また、市町村や交通安全協会等が実施している各種支援制度の活用を通じてチャイルドシートを利用しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>運転免許を受けた者に対し、交通違反等により一定の点数に達した場合の通知、運転経歴に係る資料及び交通事故証明に関する資料の提供並びに交通事故に関する調査研究を行い、交通事故の防止と運転免許を受けた者等の利便の増進に努めます。</p> <p>迅速適正な行政処分の実施により危険運転者の早期排除を図ります。</p>
---	--

章	2 安全運転の確保	【実施機関】
項目	(2) 運転免許業務のサービスの向上	警察本部
細目	事業の概要	
	<p>免許窓口における市民応接の向上と各種問い合わせに対する適切な対応に努めるとともに、スムーズな窓口業務を推進します。</p> <p>また、総合交通安全センターに配置された医療系専門職員の運用を図り、高齢者や障がい者等の方が安心して相談できる相談窓口の充実に努めます。</p>	

章	2 安全運転の確保	【実施機関】
項目	(3) 自動車運送事業者の安全対策の充実	東北運輸局、警察本部
細目	事業の概要	
① 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	<p>平成21年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に代わる新たなプランとして、「事業用自動車総合安全プラン2020」を平成29年6月に策定し、令和2年までの事業用自動車の事故による死者数を235人以下、事故件数を23,100件以下とする新たな事故削減目標の設定を行いました。これらの達成に向けた各種重点施策を、関係者一丸となって、着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図ります。</p> <p>ア 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組みについて評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施します。</p> <p>イ 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて、令和3年度までに全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認することとしており、また、運輸事業者の安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるための安統管フォーラム（安全統括管理者会議）を平成29年10月に創設し、</p>	

引き続き「横の連携」の場づくりを図っていきます。さらに、運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を支援することを目的とした国土交通大臣表彰を平成29年5月に創設し、運輸安全マネジメントに関する取組に優れた事業者に対して毎年10月に表彰を行っています。これらの取組などを行うことにより、運輸安全マネジメント制度の取組の強化・拡充を図ります。

#### ウ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

自動車運送事業者については、引き続き、優先的に監査を行うべき事業者を抽出し、効率的な監査を実施するとともに、法令違反等を行う悪質な事業者に対しては、厳正に処分を実施します。特に貸切バス事業者については、平成28年の軽井沢スキーバス事故を受けて新たに講じられた再発防止対策等を踏まえ、法令違反を早期に是正させるとともに、改善が見込まれない場合には、事業からの退出など厳しい処分を課すことにより、監査・処分等の実効性向上を図ります。

また、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化した「事業用自動車総合安全情報システム」を利用し、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等に対する効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図ります。

#### エ 飲酒運転の根絶

事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行います。

#### オ ICT・新技術を活用した安全対策の推進

自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援する観点から、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組みに対し支援を行います。また、健康や過労運転に起因した事故の未然防止のため、次世代型の運行管理・支援システムの在り方を検討します。

#### カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、より高度かつ複合的な事故要因の調査

	<p>分析を行っているところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進します。</p> <p>キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進</p> <p>運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」で推奨している睡眠時無呼吸症候群、脳疾患、心疾患等の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査について、自動車運送事業における実態把握等を行い、その普及を図るための方策を検討します。</p>
<p>② 軽井沢スキーバス事故を受けた対策</p>	<p>平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、同年6月に取りまとめた85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施します。</p>
<p>③ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進</p>	<p>全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の普及を更に促進します。</p>
<p>④ 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進</p>	<p>公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組みの促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進します。</p>
<p>⑤ 荷主勧告制度の運用の充実</p>	<p>貨物自動車運送事業者の過積載運転、過労運転、最高速度違反等に関し、荷主からの無理な運行依頼が問題となっているため、平成29年7月から荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、早期に荷主に対し協力要請を行うなどの新たな荷主勧告制度の運用を開始しました。また、令和元年5月からは、道路部局と自動車部局で連携を図り、車両制限令違反事業者に関する情報をもとに、自動車部局において同令違反に係る荷主への働きかけを行っていくこととしました。本制度を適切に運用し、貨物自動車運送事業者の違反行為の早期改善及び取引環境の改善を図ります。</p>
<p>⑥ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る</p>	<p>国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、コンテナ貨物の重量や積付けに関する情報を運転者まで伝達することや、過積</p>



<b>安全対策</b>	載・偏荷重等の不適切状態にあるコンテナを発見及び是正する措置について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」の周知徹底を図るため、関係者が対策の議論・検討を行う連絡会議の活動を促進します。
-------------	---

<b>章</b>	<b>2 安全運転の確保</b>	<b>【実施機関】</b>
<b>項目</b>	<b>(4) 交通労働災害の防止等</b>	<b>山形労働局</b>
<b>細 目</b>	<b>事 業 の 概 要</b>	
① 交通労働災害の防止	<p>県内の死亡労働災害の被災者は、交通事故によるものが例年多いことから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間及び走行の管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、健康管理及び荷主・元請事業者による配慮の取組みを指導します。</p> <p>このため、安全運転管理者協会と連携して安全運転管理者等に、また、運輸行政と連携して新規運送事業開業者に対し、交通労働災害防止のための教育を実施します。</p>	
② 運転者の労働条件の適正化等	<p>自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導等を実施します。</p> <p>また、関係行政機関における相互の連絡会議の開催、監督・監査結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じて、合同による監督・監査を実施します。</p>	

章	2 安全運転の確保	【実施機関】
項目	(5) 道路交通に関する情報の充実	東北総合通信局、東北地方整備局、県土整備部、警察本部、山形地方气象台、防災くらし安心部
細目	事業の概要	
① 道路交通情報収集・提供の充実	<p>ア 適切な情報提供による交通流の分散誘導  道路交通情報の交通管理における重要性に鑑み、必要な道路交通情報の収集を行い、交通情報提供装置の活用や道路交通情報センター、VICS(道路交通情報通信システム)等を通じて、道路利用者へ適切に交通情報を提供し、適正な交通流の分散誘導に努めます。</p> <p>イ 交通障害等の情報の連絡  県警察本部交通管制センターにおいて、交通事故、自然災害等による規制情報を迅速に収集し、道路管理者等関係先に連絡します。</p> <p>ウ 道路利用者への情報提供  (財)日本道路交通情報センターから県土整備部に駐在員を派遣し、県が管理する一般国道及び県道の改築、補修等に伴う道路情報の収集、整理と、道路利用者への情報提供を行います。  国が管理する一般国道の異常気象や工事による規制情報は、県警所在の(財)日本道路交通情報センター山形センターに連絡し、交通障害情報とともに道路利用者への情報提供を行います。</p> <p>エ 道路情報板等による情報提供  県警察本部、道路管理者、道路交通情報センターにおいては、道路交通の安全と円滑に資するため、モニター制度の活用、交通監視カメラ、車両感知器等の情報収集装置の整備により、道路の危険箇所、道路工事等の道路情報を積極的に収集し、また、道路情報板、VICS、路側通信システム、テレビ、ラジオ、新聞等により広く一般に提供します。</p> <p>オ 高度道路交通システム(IITS)の推進  最先端の情報通信技術(ICT)を用いて人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的とした「高度道路交通システム」IITSの推進を図ります。</p> <p>カ 路側通信システム等の普及促進</p>	

<p>② 気象情報等の充 実</p>	<p>カーラジオによるドライバーへの道路交通情報の提供手段としては、ラジオ番組による道路交通情報のほかに、中波(1620kHz, 1629kHz)により、道路交通事情に関して詳細かつ即時性のある情報を提供できる「路側通信システム」が全国で運用されています。</p> <p>また、GPSを活用した「カーナビゲーションシステム」、車両とオフィス等との間の通信を確保する「MCAシステム」を活用した道路交通情報の提供等も交通の円滑化・効率化に寄与し、ひいては交通安全にもつながるものです。</p> <p>このため、今後ともこれらシステムの一層の普及を図ります。</p> <p>「GPS」(Global Positioning System: 全世界的衛星測位システム)</p> <p>「MCAシステム」(Multi Channel Access System)</p> <p>キ 臨時放送局の開設</p> <p>博覧会、スポーツ大会等のイベントの円滑な運営に資するとともに、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全を図るため、臨時の放送局が開設され、放送を使った効果的な情報提供が行われています。</p> <p>今後とも、各種イベントにおける臨時の放送局の開設を積極的に促進します。</p> <p>ク コミュニティ放送局の活用</p> <p>「コミュニティ放送」は、市町村の一部区域を対象に行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車情報をリアルタイムで提供できるため、その活用を図ります。</p>
	<p>ア 適時・適切な気象情報等の提供</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう適時・適切に気象特別警報、警報、予報等を発表します。また、住民に対し、気象庁又は山形地方気象台ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じてリアルタイムの気象情報等を分かりやすく提供します。</p> <p>(ア) 気象特別警報、警報、予報等</p> <p>気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報、警報、予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。</p> <p>また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示</p>

する「大雨・洪水警報の危険度分布」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知します。

さらに、大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかけます。

特に、異例の大雪によりチェーン規制を実施する可能性がある場合には、道路利用者に対して不要不急の外出の自粛要請や広域迂回路の情報提供等の広報を行います。

#### (イ) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、気象庁として適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

緊急地震速報（予報及び警報）については、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組めます。

また、的確な防災対応に資するよう、津波警報等の運用を確実にを行うとともに、地震の規模や津波の状況を正確に把握し、迅速的確な津波警報等の更新や沖合の津波情報の発表を行うため、広帯域強震計や沖合津波計の利活用を推進します。

#### (ウ) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、気象庁として平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう適時・適切に警戒が必要な範囲を明示して噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表します。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表します。これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

#### (エ) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、気象特別警報、警報、予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催します。

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(1) 生活道路等における「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備	東北地方整備局、県土整備部、警察本部
細目	事業の概要	
<p>① 生活道路等における交通安全対策の推進</p> <p>② 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備</p>	<p>ア 交通安全施設の整備及び交通規制の実施 防護柵や道路標識の設置等の交通安全施設の整備及び交通規制の実施により、歩行者や自転車利用者の安全な通行を目指します。</p> <p>イ 生活道路における交通安全対策 生活道路においては、必要に応じて狭さく部など自動車の速度の抑制、道路の形状や交差点があることの運転者への明示、歩行者、車の通行区分の明示等を進め、それぞれが共存する安全で安心な道路空間を創出します。</p> <p>ア 通学路等の整備 園児、児童等の安全を確保するため、市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に従い、路側帯のカラー化などによる歩車道境界の明示、路面表示によるドライバーへの注意喚起等、即効性のある対策や歩道整備等を推進します。</p> <p>イ 歩道及び自転車通行帯等の整備 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、通学路に指定されていない路線であっても、交通量が多く歩行者が危険にさらされている箇所へ、歩道の整備を推進します。 また、バリアフリー化を基本とした歩道整備を推進します。 さらには、自転車道や自転車の専用レーンの整備を推進し、歩行者と自転車の分離を図り、歩行者や車いす利用者と自転車との事故を防止し、安全な歩行空間の確保を促進します。 このほか、電線類の地中化等により電柱を排除し良好な歩行空間を確保するとともに、震災時の電柱の倒壊被害を防止する取組みや、歩行者の特に多い箇所における冬季バリアフリー対策に対応した歩行空間確保のための無散水消雪等の取組みを推進します。</p> <p>ウ ひとにやさしい交通安全施設等の整備 高齢者、身体障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方により、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、幅広歩道、視覚障がい者誘導用ブロッ</p>	

	<p>クの設置を進めます。</p> <p>エ エレベータ等昇降装置の設置、スロープ化等の推進  高年齢者、身体障がい者等の社会参加を促進するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺にスロープやエレベータ等の昇降装置が付いた立体横断施設の整備等を進めます。</p> <p>オ 交通安全施設の整備及び交通規制の実施  必要に応じて横断歩道、音響付加装置、エスコートゾーンの整備、信号現示の調整等を行い、高年齢者、障がい者等の安全な通行を目指します。</p>
--	---

章	<b>3 道路交通環境の整備</b>	【実施機関】
項目	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	東北地方整備局、県土整備部、農林水産部、警察本部、東日本高速道路
細目	事業の概要	
<p>① 事故ゼロプラン・事故危険区間対策事業の推進</p>	<p>交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）・事故危険区間対策事業」を推進します。</p> <p>ア 事故危険区間の選定  国道・県道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷事故率の高い区間や死傷事故件数の多い区間、地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定します。</p> <p>イ 事故要因に則した効果的対策の推進  地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した事故累計や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に則した効果の高い対策を実施します。</p> <p>ウ 対策効果の分析・検討  対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用します。</p>	

<p>② 幹線道路における 交通事故防止対策</p>	<p>高速道路延伸に伴う幹線道路の交通実態の変化に対応し、交通規制の見直しを図ります。</p>
<p>③ 適切に機能分担された道路網の整備</p>	<p>緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めます。</p> <p>基本的な交通の安全を確保するため、高速道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう体系的な道路整備を進めるとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。</p> <p>ア 高速道路、アクセス道路等の整備</p> <p>自動車、自転車、歩行者のそれぞれを分離し、交通流の分担を促進するため、高速道路・地域高規格道路の整備とともに、IC、追加ICへのアクセス道路の整備を促進します。</p> <p>イ バイパス及び環状道路の整備</p> <p>生活道路内の通過交通の排除と効果的な分散により、都市部など一部地域の混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、一般国道や主要な県道の隘路区間やボトルネック箇所の改築・拡幅（多車線化）やバイパス整備などを選択と重点化を図りながら計画的に推進します。</p>
<p>④ 改築等による交通事故対策の推進</p>	<p>ア 道路改築等に併せた歩道等の整備</p> <p>(ア) 道路改築等に併せた歩道の設置等により、自動車・自転車・歩行者が安全に共存できる道路交通環境の整備を進めます。</p> <p>(イ) 都市計画道路の整備により、快適な都市内歩行ネットワークの形成を図ります。</p> <p>イ 道路改築等に併せた安全で円滑な交差点整備の推進</p> <p>交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、道路管理者と警察が連携し、安全で円滑な交差点整備を推進します。</p>
<p>⑤ 交通安全施設等整備促進と高度化</p>	<p>ア 交通安全施設の整備</p> <p>道路改築等に併せた交通安全施設を整備することとし、道路標識、中央帯、車両停車帯、道路照明、防護柵等の整備を図ります。</p> <p>イ 交通安全道路事業</p> <p>右折レーンの設置等による交通の円滑化や歩行空間のバリアフリー化等による歩行者の安全確保を重点的に推進します。</p>

<p>⑥ 道路防災等その他の交通安全施設等整備事業の推進</p> <p>⑦ 農道及び林道における交通安全施設等整備事業の推進</p> <p>⑧ 高速道路における交通安全施設の整備</p>	<p>ウ 交通安全総点検</p> <p>年2回（春、秋）の交通安全県民運動期間内において、道路管理者、警察、地元住民の参加により、道路環境の点検を実施し、歩道の段差解消等バリアフリー化に努め、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図ります</p> <p>落石、法面崩落、雪崩、地吹雪等の道路災害を防止するための施設の整備更新、交通危険箇所の解消に重点をおいて交通の安全と円滑化を図るため道路防災対策事業を積極的に実施します。</p> <p>ア 農道交通安全施設の整備</p> <p>農道の新設・改良にあたっては、警察及び関係機関と十分に調整を図り、交通安全対策のため、次の安全施設を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵（ガードレール、ガードケーブル等）</li> <li>・視線誘導標</li> <li>・道路標識</li> <li>・道路反射鏡</li> <li>・区画線（センターライン、車道外側線等）</li> </ul> <p>なお、市町村・土地改良区等農道管理者に対して、農道における危険を防止するため、必要な安全施設の設置を指導します。</p> <p>イ 林道交通安全施設等の整備</p> <p>林道における事故の発生を防止するため、次の事業等を実施します。</p> <p>(ア) 融雪や大雨による土砂崩れ、路肩決壊、落石等の恐れのある箇所の早期点検</p> <p>(イ) ガードレール、カーブミラー、警戒標識等安全施設の整備</p> <p>高速道路を点検し、破損箇所等の補修整備を図り、通行の安全確保に努めます。</p>
---	---



章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(3) 交通安全施設等の整備促進	東北地方整備局、県土整備部、警察本部、東日本高速道路
細目	事業の概要	
① 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	<p>ア 道路横断時の事故対策の推進</p> <p>道路横断時の事故を防止するため、必要に応じ、押ボタン式信号機や横断歩道の整備を進めます。</p> <p>また、重大交通事故を防止するため、現場点検を踏まえた交通規制の見直しなどを行います。</p> <p>イ 交差点・カーブでの事故対策の推進</p> <p>交通事故発生の危険性がある交差点・カーブ区間に対して適切な交通規制を実施していくとともに、ドット線や視線誘導標の設置等を推進します。</p>	
② 国道・県道等における交通の安全と円滑の確保	<p>利用者のニーズに即した分かりやすい案内標識の整備を実施します。</p> <p>特に、主要な幹線道路の交差点付近において交差点名の表示や高速道路などの路線番号等を用いた道路案内標識を設置します。</p>	
③ 道路施設等の適切な維持管理による通行の安全確保	<p>道路施設の損傷による事故の発生を防止し通行の安全を図るため、日常のパトロールや施設の定期的な点検により適切な維持管理を行います。</p>	
④ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現	<p>信号機の高度化等により、死傷事故の抑止、対策実施箇所における通過時間の短縮等を図ります。</p> <p>また、交通管制センターの高度化、交通管制システムの整備・充実を図るとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進します。</p>	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】 警察本部
項目	(4) 合理的な交通規制の推進	
細目	事業の概要	
	<p>交通規制基準に基づき、交通規制が交通実態に合った合理的なものとなるよう最高速度規制、駐車規制及び信号制御等の点検・見直しを推進します。</p> <p>また、新規道路の供用等に伴う交通流（量）の変化により、必要性の低下した信号機及び交通規制について廃止を含めた見直しを推進します。</p>	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】 東北地方整備局、県土整備部、警察本部
項目	(5) 地域住民と一体となった道路交通環境の整備	
細目	事業の概要	
	<p>道路利用者が日常感じている意見について「標識BOX」及び「信号機BOX」、「道の相談室」等を利用して、道路交通環境の整備の参考とします。</p> <p>また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進ちょく状況、効果等について積極的に公表します。さらに、道路情報モニターから県内の道路交通に関し広く情報、意見を求め、これを交通安全の施策に反映させ、交通事故防止を図ります。</p> <p>さらに、警察と道路管理者による「山形県道路交通環境安全推進連絡会議」や同会議に設置されている「アドバイザー会議」についても道路交通環境の整備の参考とします。</p>	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(6) 効果的で重点的な事故対策の推進	東北地方整備局、県土整備部、警察本部
細目	事業の概要	
① 事故ゼロプラン・事故危険区間対策事業の推進 (再掲)	<p>交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）・事故危険区間対策事業」を推進します。</p> <p>ア 事故危険区間の選定</p> <p>国道・県道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷事故率の高い区間や死傷事故件数の多い区間、地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定します。</p> <p>イ 事故要因に則した効果的対策の推進</p> <p>地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した事故累計や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に則した効果の高い対策を実施します。</p> <p>ウ 対策効果の分析・検討</p> <p>対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用します。</p>	
② 重大事故の再発防止	<p>ア 重大事故発生時における対策の早期実施</p> <p>重大事故が発生した際には、現場点検を行い、必要な対策については早期実施を図ります。</p> <p>また、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポストの整備を推進します。</p> <p>イ 交通指導取締り等の推進</p> <p>高速道路における交通指導取締りは、著しい速度超過等悪質性、危険性の高い違反を重点的に実施するとともに、事故発生時の被害軽減のためシートベルト装着義務違反の取締りを効果的に推進し、関係機関団体と連携しながら、着用率向上に向けた普及啓発活動を図っていきます。</p>	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(7) 高速道路における事故防止対策の推進	警察本部、東日本高速道路
細目	事業の概要	
① 事故抑止に向けた総合的施策の集中的実施	事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、詳細な分析を行い、これに基づき事故防止対策を実施します。	
② 適切な交通規制の実施	交通事故や濃霧、降積雪、吹雪等の異常気象により、交通上の危険が生じ又は著しく車両が停滞した場合においては、関係機関と協議の上、通行止めなどの交通規制の措置を行うとともに、迅速な広報に努め交通事故の連続発生を抑止する対策を講じます。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(8) 高度な道路交通システムの活用	東北地方整備局、東北総合通信局、警察本部、東日本高速道路
細目	事業の概要	
① 道路交通情報通信システムの整備	安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、情報提供の充実及び対応車載機の普及を図ります。 また、より高精度な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、5.8GHzDSRC（ETCと同じ通信方式を活用した交通情報収集方式）等のインフラの整備を推進するとともに、インフラからの情報を補完するものとして、VICS車載機を活用した自動車からの情報（プローブ情報）の収集等について、産・官・学の連携の下、実現を図ります。	
② 道路運送事業に係る高度情報化の推進	環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、公共交通機関の利用促進及び物流の合理化に資する運行支援システムの整備を促進します。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(9) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備	東北地方整備局、県土整備部、警察本部、東日本高速道路
細目	事業の概要	
① 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備	<p>ア 信号機の改良 既設信号機について、交通流(量)の変化に的確に対応した信号制御を行うため、集中制御化、多現示化、閑散時半感応化等を推進します。</p> <p>イ 休憩施設等の整備 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」などの休憩施設等の利用促進を図ります。</p> <p>ウ わかりやすい道路標識等の整備 道路標識の高輝度化、大型化及び輻輳（ふくそう）した道路標示の簡素化を推進し、わかりやすい道路標識等の設置に努めます。</p>	
② 道路の使用及び占用の適正化	<p>ア 道路の使用及び占用の適正化 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の適正な維持管理について指導します。</p> <p>イ 不法占有物件の指導等 不法占有物件については、引き続きその実態把握に努め、特に市街地において重点的に排除を実施します。 特に、道路にはみ出して設置されている自動販売機をはじめ、歩道を自転車、商品等の置き場として使用しているもの及び広告、宣伝等を目的とする看板を道路上に設置しているものは、道路の有効幅員をせばめ、見通しを悪くするなど、道路の効用を阻害するとともに、交通事故を誘発するおそれがあり、高齢者・障がい者等にとっては特に危険であるので、その排除の徹底を図ることとし、行政指導又は行政代執行等の措置を行い、更に、道路上から不法占有物件を一掃するためには、沿道住民をはじめ道路利用者の自覚に待つところが大きいので、道路パトロール等を通じて、道路愛護思想の普及を図るものとします。</p> <p>ウ 道路の掘り返しの抑制等</p>	

<p>③ 自転車利用環境の総合的整備</p>	<p>道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。</p> <p>ア 安全で快適な自転車利用環境の創出</p> <p>道路の整備にあたっては、自転車道や自転車レーンの整備の推進など歩行者、自転車、自動車の適切な分離を図り、安全で快適な自転車利用環境を創出する自転車走行空間ネットワークの整備を推進します。</p> <p>イ 自転車等の駐車対策の推進</p> <p>市町村において、駅前広場又は周辺において自転車駐輪場を整備し放置自転車を解消して歩道空間を確保します。</p>
------------------------	--

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(10) 交通需要マネジメントの推進	東北地方整備局、県土整備部、警察本部
細目	事業の概要	
<p>① 公共交通機関利用の促進</p> <p>② 自動車利用の効率化</p> <p>③ 交通需要の平準化</p>	<p>① 公共交通機関利用の促進 道路交通の混雑が著しい道路について、バス等の公共交通機関利用への転換による円滑な道路交通の実現を図ります。</p> <p>② 自動車利用の効率化 乗用車の平均乗車人数の増加及び貨物自動車の積載率の向上による効率的な自動車利用を推進するため、自動車相乗りの促進、車両運行管理システムの導入等による物流の効率化等の促進を図ります。</p> <p>③ 交通需要の平準化 ピーク時間帯の交通を分散するため、フレックスタイム制、時差通勤等の普及促進を図ります。</p>	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(11) 総合的な駐車対策の推進	東北地方整備局、県土整備部、警察本部
細目	事業の概要	
① 秩序ある駐車 の推進	道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に対応し、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流（量）の変化等の時間的視点と、道路区間ごとの交通環境や道路構造の特性等場所的視点の両面から、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進します。	
② 違法駐車対策 の推進	地域の交通実態、県民の要望等を踏まえ、交通の円滑を阻害するほか運転者の視界に死角を作り、歩行者、自転車利用者の通行を危険にさらす危険性・迷惑性の高い駐車違反の取締りを強化します。	
③ 駐車場等の整備	<p>ア 駐車場整備計画策定の推進</p> <p>自動車交通が著しく混雑する地区で、円滑な道路交通を確保するため必要があると認められる区域について、市町村の駐車場整備地区の指定及び駐車場整備計画の策定を推進します。</p> <p>イ 駐車場の整備促進</p> <p>大規模な建築物の駐車場に係る市町村の附置義務条例の制定及び各種補助制度並びに民間駐車場整備促進に係る税制・融資制度を活用した駐車場整備を促進します。</p>	
④ 違法駐車締め出し機運の醸成・高揚	<p>ア 広報啓発活動の推進</p> <p>違法駐車の実態の排除及び保管場所の確保に関し、関係機関・団体、地域住民等と密接な連携を図りながら、悪質性・危険性・迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車を排除しようとする機運の醸成を図ります。</p> <p>イ 自動車保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用等</p> <p>保管場所証明等により、自動車の保管場所の確保を図り、自動車の路上放置を防止します。</p> <p>また、自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続きについて、ワンストップサービス導入に向けた準備を推進します。</p>	
⑤ ハード・ソフト一体	違法駐車が著しく、安全で円滑な道路交通が阻害されている都市内の	

となった駐車対策の推進	道路においては、きめ細かな駐車規制の実施、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進します。
-------------	---

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	東北地方整備局、山形地方気象台、防災くらし安心部、県土整備部、警察本部
細目	事業の概要	
① 災害に備えた道路の整備	<p>ア 災害に備えた道路の整備</p> <p>地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、大規模地震の発生時においても被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため橋梁の耐震補強を推進します。</p> <p>また、豪雨等の異常気象時においても安全で信頼性の高い道路網を確保するため、法面等の防災対策や集落の孤立化を解消する道路の整備を推進します。</p> <p>イ 冬季の安全の確保</p> <p>交通の安全は、地域に根ざした課題であることに鑑み、沿道の地域住民のニーズや道路の利用実態、交通量の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行います。</p> <p>また、冬季の安全なモビリティ（多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域の移動状況が社会にも個人にも望ましい移手段）を確保するため、冬季積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結抑制剤散布を実施します。</p>	
② 災害に強い交通安全施設等の整備	<p>停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進します。</p>	
③ 災害発生時における交通規制等	<p>災害の局面に応じた緊急交通路の確保、緊急通行車両標章交付事務、通行禁止措置、道路啓開における車両移動措置等を的確かつ迅速に行います。</p> <p>また、被災地への車両の流入抑制等の交通規制、通行禁止措置、迂回</p>	



④ 災害発生時における情報提供の充実	<p>路への交通誘導等を的確かつ迅速に行います。</p> <p>災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、復旧対策の早期立案や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、ITを活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。</p>
--------------------	---

章	<b>3 道路交通環境の整備</b>	【実施機関】
項目	(13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	東北地方整備局、子育て推進部、県土整備部、警察本部、教育庁
細目	事業の概要	
① 道路法に基づく通行の禁止又は制限	<p>ア 車両の通行制限の強化</p> <p>大型車・重量車等特殊車両の道路法上の規制については、関係機関と緊密な連携をとり、違反車両に対する指導取締りを行います。</p> <p>また、車両の積載物の落下の予防等の措置権限に基づき、積載の不適當な車両の指導取締りを行います。</p> <p>イ 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象時等により交通が危険であると認められる場合、及び道路に関する工事のためやむをえないと認められる場合には、道路法に基づき迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。</p>	
② 子どもの遊び場等の確保	<p>児童の交通事故を防止するため、子どもの遊び場として街区公園を始めとする都市公園の整備を推進します。</p>	
③ 通学通園時における幼児・児童生徒の安全確保	<p>ア 通学通園路の設定と安全点検</p> <p>市町村の教育委員会及び幼稚園・保育所・認定こども園の管理者においては、学校等に対し、当該学校等の所在する地域の実情を十分考慮して幼児・児童・生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定するように指導します。</p> <p>また、道路管理者、警察等と共同し、地域の関係者、その他の関係</p>	

機関・団体の参加を得て、必要に応じて安全点検を実施するように指導します。

県教育委員会では、通学路安全対策アドバイザーを委嘱し、必要とする市町村へ、安全点検や安全点検後の対策案を検討する連絡協議会等において助言をいただくよう派遣します。

#### イ 集団登下校の実施

集団登下校については、各学校等において通学路の道路状況、交通事情を具体的に検討したうえで、個々の通学路ごとに実施するか否かを決定します。

集団登下校を実施する場合には、道路の状況等に応じ人数等について適切な措置をとり、通学の安全が図られるようにするとともに、幼児・児童・生徒が安全な行動の仕方を身につけることができるように指導します。

また、学校等は、学校の設置者、PTA、地域の関係者、その他の関係機関・団体等と密接に連携し、踏切の安全な行動を含めた適切な計画を立て、登下校時における交通規制、保護、誘導等の万全を期するものとします。

#### ウ 通学通園路の安全確保

市町村の教育委員会や小学校等、道路管理者、警察では、安全点検の結果を受けて、必要に応じ、交通安全施設の新設や改修又は交通規制の実施、歩道の整備などの道路環境の改善を図ったり、通学通園路における通行方法の指導や通学通園路の変更又は登下校の時間帯の調整などの交通安全教育を実施したりするなどして、通学通園路の安全確保を図ります。

犯罪の予防に街頭防犯カメラの設置が有効であることから、県内自治体や各事業者にも設置を働きかけていきます。

警察では、小学校の登下校時間帯に通学路において立哨、パトロールの警戒活動や横断歩行者妨害違反、通行禁止違反、速度違反の交通取締りを重点に行います。

#### ④ 無電柱化の推進

都市景観の整備、安全で円滑な道路空間や良好な歩行空間、さらには災害時の輸送路空間を確保するため、電線共同溝等の整備により無電柱化を推進します。

章	4 車両の安全性の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(1) 自動車アセスメント情報の提供等	
細目	事業の概要	
	<p>自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進します。特に予防安全技術の評価については、車線維持支援制御装置の評価を新たに加えるなど、より一層の充実を図ります。</p>	

章	4 車両の安全性の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(2) 自動車の検査及び点検整備の充実	
細目	事業の概要	
① 自動車の検査の充実	<p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図ります。</p> <p>また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進します。</p>	
② 型式指定制度の充実	<p>車両の構造に起因する事故の発生及び不正行為を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査等を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施します。</p>	
③ 自動車点検整備の充実	<p>ア 点検整備の充実</p> <p>自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和元年9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進します。</p> <p>また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、</p>	

整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進します。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図ります。

#### イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和元年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、

街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底します。

また、不正改造を行った自動車分解整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行います。

#### ウ 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応して、整備技術を高度化する必要があることから、整備主任者に対する技術研修等を通じて情報提供を行うとともに、一級自動車整備士制度を活用し、整備士の技術面及び接客面の能力の向上を推進します。

また、自動車分解整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行います。

さらに、平成25年に取りまとめた「自動車整備技術の高度化検討会」を平成27年9月に再開し、これまでの排ガス関連を中心とした装置に加えて、新技術が用いられている安全装置に対する整備環境及び人材育成体制の強化を図るための検討を行います。

章	4 車両の安全性の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(3) リコール制度の充実・強化	
細目	事業の概要	
	<p>自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図ります。</p>	

章	4 車両の安全性の確保	【実施機関】 防災くらし安心部、教育庁、警察本部
項目	(4) 自転車の安全性の確保	
細目	事業の概要	
	<p>駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるいわゆる電動アシスト自転車）及び普通自転車の型式認定制度を活用し自転車の安全利用を確保し、自転車事故の防止を図ります。</p> <p>自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、各種保険の普及に努め、自転車事故による被害者の救済に資することとします。</p> <p>灯火の点灯の徹底と反射器材の取付け促進によって自転車の視認性の向上を図り、夕暮れから夜間における交通事故の防止を図ります。</p>	

章	5 道路交通秩序の維持	【実施機関】 警察本部
項目	(1) 交通取締りの強化	
細目	事業の概要	
① 一般道路における 指導取締りの強化	<p>地域の交通事故発生実態（事故類型・場所・時間帯等）、住民の取締り要望を踏まえたPDC Aの推進による、真に交通事故抑止に資する取締りを推進します。</p> <p>ア 悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた指導取締り 運転者に横断歩行者保護規定を遵守させるため、登下校時間帯や横断歩行者の事故多発地点において取締りを強化するほか、悪質、危険な飲酒運転のほか、幹線道路における速度違反や交差点関連違反等交通事故に直結する違反について重点的に取締りを実施するとともに、交通事故発生時の被害軽減を図るため、シートベルト全席着用に係る指導取締りを徹底します。</p> <p>イ 危険運転者の早期排除 重大事故に直結する飲酒運転や無免許運転については、運転行為者はもとより、同乗者や車両提供者等周辺者に対する捜査を徹底し、併せて早期に行政処分を実施することで、危険運転者の早期排除を図ります。</p> <p>ウ 高齢交通弱者対策の推進 地域の交通実態を踏まえて、特に高齢歩行者や高齢自転車利用者が被害者となる事故発生路線において、横断歩行者妨害等の取締りを強化する等、高齢交通弱者保護の観点に立った指導取締りを推進します。</p> <p>エ 事業者責任の追及 事業活動に伴う速度超過、過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者に対する背後責任の追及を徹底します。</p>	
② 高速道路における 指導取締りの強化	<p>交通流や交通実態に応じた悪質、危険な交通違反の指導取締りを実施し、重大交通事故の未然防止及び秩序ある交通流を確保するとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、シートベルト全席着用に係る指導取締りを強化します。</p>	

章	5 道路交通秩序の維持	【実施機関】 警察本部
項目	(2) 交通事故事件捜査の強化	
細目	事業の概要	
	<p>ア 資機材の積極的な活用 ドライブレコーダー、街頭防犯カメラ、イベントデータレコーダー、交通事故自動記録装置等を活用し、適正な交通事故捜査を推進します。</p> <p>イ 初動捜査の徹底 迅速な現場臨場と緊急配備、綿密な現場鑑識活動を徹底し、ひき逃げ事件や危険運転致死傷罪等に対する適切な初動捜査を推進します。</p> <p>ウ 広報活動の推進 事件事故発生時における積極的な広報活動を推進し、県民に交通事故抑止に関する理解と協力を呼びかけます。</p> <p>エ 交通特殊事件捜査の強化 交通事故に絡む保険詐欺事件や、いわゆる白バス、白トラ、不正車検など、道路交通に関する悪質な法令違反の捜査を強化します。</p>	

章	5 道路交通秩序の維持	【実施機関】 警察本部、東北運輸局
項目	(3) 暴走族対策の強化	
細目	事業の概要	
① 暴走族追放気運の高揚等	<p>“暴走行為をしない、させない、見に行かない”の「暴走族追放三ない運動」の浸透を図るとともに、暴走族と青少年非行が関連性を帯びていることから、青少年の非行防止総合対策の一環として家庭、学校、地域、職場等において暴走族の悪質性への理解や加入阻止の方法を講じるなど、青少年に対する適切な指導を行います。</p>	
② 暴走行為をさせないための環境づくり	<p>暴走族及びこれに伴う群集のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族をい集させないための施設の管理・改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関等が連携し、暴走行為等ができない道路交通環境の整備を図ります。</p>	

<p>③ 指導取締りの強化</p>	<p>ア 悪質違反に対する取締りの強化        集団暴走、爆音暴走、その他悪質・危険性、迷惑性の高い違反の検挙、補導を徹底します。</p> <p>イ グループ化阻止に向けた実態把握        関係部門との連携により、暴走族の実態把握に努め、グループ化を阻止します。</p> <p>ウ 隣接県との連携強化        隣接県との連携により、県外暴走族の動向把握に努め、県内での暴走行為の未然防止を図ります。</p> <p>エ 車両の不正改造防止        暴走目的の不正改造を防止するため、関係機関・団体と連携した広報活動や街頭検査を実施するほか、事業者等に対する指導を強化します。</p>
<p>④ 迅速な行政処分</p>	<p>暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳正に行います。</p>
<p>⑤ 車両の不正改造の防止</p>	<p>暴走行為を助長する車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないことがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、県下において広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行います。</p> <p>また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行います。</p>



章	6 救助・救急活動の充実	【実施機関】
項目	(1) 救助・救急業務体制の整備	防災くらし安心部、健康福祉部、東日本高速道路
細目	事業の概要	
① 救急体制の整備 拡充	医療機関に收容されるまでの間の救護体制を向上させるため、消防機関と医療機関との連携強化及びメディカルコントロール体制（病院前救護）の充実を図ります。	
② 大規模事故発生 時における救助・救 急体制の整備	大規模道路交通事故等多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、救護訓練を実施し、広域応援体制やDMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとする関係機関と連携した救助・救急体制を整備します。	
③ 心肺蘇生法等の 応急手当の普及啓 発活動の推進	現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の操作も含めた応急手当について、保健所、消防機関等が行う講習会や普及啓発活動の実施を推進します。	
④ 救急救命士の養 成・配置等の促進	病院に搬送する前及び搬送中の応急手当（プレホスピタルケア）の充実強化を図るため、県内消防機関における高度な応急処置ができる救急救命士を計画的に養成するとともに、講習及び実習を推進します。	
⑤ ヘリコプターによ る救助・救急業務の 推進	ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、消防防災ヘリコプター及び救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）の活用を推進します。	
⑥ 救急隊員の教育 訓練の充実	救急業務の需要は年々増加傾向にあり、その内容も多種多様化していることから、各消防本部がこれらの救急需要に対応できるよう、県消防学校において隊員の養成を行います。また、県下の消防本部においては、病院前救護の充実を図るため、メディカルコントロール体制の整備を推進し、救急救命士及び救急隊員の資質向上を図ります。	
⑦ 高速道路における 救急業務実施体制 の整備	高速道路における救助・救急業務の実施にあたっては、通過市町村間で締結している協定に基づき、適切かつ効果的に行い、救急業務の円滑な実施を図ります。また、円滑に救助・救急業務ができるよう警察及び東日本高速道路が連携し、適切に通行規制等を実施して、二次災害の防	

	<p>止を図ります。</p> <p>大規模な交通事故等による多数傷病者発生時に備え、インターチェンジ等におけるヘリ臨時離着陸場の確保及び関係機関との連絡体制の整備を図ります。</p>
--	---

章	6 救助・救急活動の充実	【実施機関】
項目	(2) 救急医療体制の充実	防災くらし安心部、健康福祉部
細目	事業の概要	
① 救急医療機関等の充実	救急患者の症状に応じた医療を提供できるよう、初期救急医療から三次救急医療まで体系的な救急医療体制の充実を図ります。	
② 救急医療従事者の養成等	救急医療担当医師に対する研修を実施するとともに、救急救命士の専門性を養い、資質の向上を図ります。	

章	6 救助・救急活動の充実	【実施機関】
項目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	防災くらし安心部、健康福祉部
細目	事業の概要	
	<p>救急患者を救急医療機関へ迅速に収容し、搬送途上における的確な応急処置を実施するには、救急隊員が医師から迅速な指導・助言を受けられる体制が常時必要となることから、救急医療機関と消防機関との密接な連携・協力関係を構築するとともに、メディカルコントロール体制（病院前救護）の機能充実を図ります。</p>	

章	7 交通事故被害者等支援の推進	【実施機関】
項目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	東北運輸局
細目	事業の概要	
	<p>国による死亡等重要事案に関する支払審査、保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払の着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払の適正化を図ります。</p> <p>このほか、自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底します。</p>	

章	7 交通事故被害者等支援の推進	【実施機関】
項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等	防災くらし安心部、警察本部
細目	事業の概要	
① 交通事故相談活動の推進	<p>県が設置する交通事故相談所の業務については、次の措置により、その充実強化を図ります。</p> <p>ア 相談業務の充実 地域における交通事故相談活動を充実するため、県交通事故相談所の相談業務の充実を図ります。</p> <p>イ 他機関・団体との連携 交通事故相談所業務を効率的に、円滑かつ適正に運営するため、関係援護機関・団体との連絡協調を促進します。</p> <p>ウ 研修等への参加 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図ります。</p> <p>エ 交通事故相談活動の周知徹底 交通事故相談所において各種の広報を行うとともに、県及び市町村の広報紙の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故相談者に対し、広く相談の機会を提供します。</p>	

② 損害賠償請求の 援助活動の強化	<p>警察において、交通事故被害者に対する救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進します。</p> <p>また、地方法務局及び人権擁護委員においては、人権相談の一環として交通事故に関する相談を積極的に取り扱うとともに、交通事故紛争処理センター、交通安全活動推進センター、日本司法支援センター及び日弁連交通事故相談センターにおける交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図ります。</p>
----------------------	--

章	7 交通事故被害者等支援の推進	【実施機関】
項目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化	防災くらし安心部、教育庁、警察本部、検察庁、東北運輸局
細目	事業の概要	
① 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	<p>ア 交通遺児等への援助</p> <p>(ア) 交通遺児育英会の奨学生募集に積極的に協力します。</p> <p>(イ) 被害者の救済を図るため自動車事故対策機構が行う交通遺児等貸付、重度後遺障害者介護料の支給等の業務の充実拡大を支援します。</p> <p>(ウ) 県交通安全母の会連合会が行う交通遺児激励事業の周知を図ります。</p> <p>イ 養護施設の整備</p> <p>自動車事故により重度の後遺障がいが残った被害者に対して適切な治療及び養護を保持するため設置された重度後遺障害者療養施設に関する情報の提供に努めます。</p> <p>ウ 自動車事故被害者支援については、自賠法による自動車事故対策計画に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生の防止が安定的に行われるよう、引き続き対応を図ります。</p> <p>重度後遺障害者に対する救済策を推進するため、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）において、重度後遺障害者に対する介護料の支給、重度後遺障害者（遷延性意識障害者）の治療・看護を専門に行う療養施設（療養センター4か所、療養施設機能一部委託病床6か所）の設置・運営を行うとともに、介護料の支給を受けている在宅の重度後遺障害者を訪問し介護に関する相談対応や各種情報の提供等による精神的な支援の充実を図ります。</p>	

<p>② 交通事故被害者等の心情に配慮した施策の推進</p>	<p>また、国土交通省においては、介護者なき後を見すえた支援施策として、障害者支援施設やグループホームに対する設備導入や介護人材確保等に係る費用の補助を行うとともに、重度後遺障害者を積極的に受け入れる短期入院協力病院・短期入所協力施設の指定及び協力病院・施設に対する医療器具の整備費用等の補助を引き続き行います。</p> <p>さらに、NASVAにおいて交通遺児等に対する生活資金貸付け及び公益財団法人交通遺児等育成基金において交通遺児育成のための基金事業等を行い、交通事故被害者支援の充実強化を図ります。</p> <p>ア 適切な相談業務の推進</p> <p>警察署の交通係、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員等において、被害者の心情に配慮した相談業務を推進します。</p> <p>イ 関係機関・団体との連携</p> <p>ボランティア、関係機関団体、社団法人やまがた被害者支援センター等と連携した活動を推進します。</p> <p>ウ 警察における被害者支援の推進</p> <p>警察において、被害者等に対して、交通事故の概要、捜査の経過と結果について情報提供するとともに、救済制度、相談窓口、刑事手続きの流れ等が分かる「交通事故被害者の手引き」を配布します。</p> <p>特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等については、被害者連絡制度により被疑者の検挙、送致状況、裁判の結果等について連絡をします。</p> <p>また、加害者の行政処分に係る意見聴取の期日等についても問い合わせに応じます。</p> <p>エ 検察庁における被害者対策の推進</p> <p>検察庁では、被害者等に対し、被害者等通知制度により、事件の処分結果、公判期日、刑事裁判結果等に関する情報を提供するとともに、全国の地方検察庁においては、被害者支援員を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付き添い、各種手続きの手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行い、被害者等の心情に配慮した対策を推進します。</p> <p>オ 研修会等の開催</p> <p>被害者支援員において被害者等の心情に配慮した支援がなされるよう、研修会や講演会等を開催します。</p>
--------------------------------	---

<p>③ 公共交通事故による被害者等への支援の推進</p>	<p>ア 平時における取組み</p> <p>(ア) 被害者等への支援体制の整備</p> <p>公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図ります。</p> <p>(イ) 事業者における支援計画作成の促進</p> <p>公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組みを図ります。</p> <p>イ 事故発生時の取組み</p> <p>(ア) 事故発生直後の対応</p> <p>被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように図ります。</p> <p>また、被害者等が事故現場等において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するように図ります。</p> <p>(イ) 中長期的対応</p> <p>公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図ります。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して、関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組みを図ります。</p>
-------------------------------	---

章	8 交通事故調査・分析の充実	【実施機関】
項目		警察本部
細目	事業の概要	
① 交通事故多発箇所 の共同現場点検	過去に発生した交通事故発生実態から特定の区間又は地点で集中して発生している道路について、関係機関、団体等と共同して現場点検を実施し、道路交通環境面から見た事故多発原因を分析して効果的な事故防止対策を推進します。	
② 交通死亡事故等 重大事故発生に伴 う緊急現場点検	多数の死傷者事故、社会的影響の大きい事故、公共交通機関の事故については、緊急現場点検を実施し、事故の間接的、直接的原因を多角的に分析して、再発防止対策を推進します。	
③ 交通事故分析の 高度化	交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、地理情報システム（GIS）を活用した交通事故分析による交通事故情報等の「見える化」を推進し、県民に対し効果的な交通事故情報の提供に取り組みます。	

### 第3部 鉄道交通の安全に関する施策

章	1 鉄道交通の安全に関する知識の普及	【実施機関】
項目		東北運輸局、東日本旅客鉄道、山形鉄道
細目	事業の概要	
	<p>運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要となります。</p> <p>このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の浸透を図ります。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。</p>	

章	2 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】
項目	(1) 保安監査等の実施	東北運輸局
細目	事業の概要	
	<p>鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、保安監査の充実を図ります。</p> <p>保安監査においては、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施します。</p> <p>このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させます。</p>	



章	2 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】
項目	(2) 運転士の資質の保持	東北運輸局
細目	事業の概要	
	<p>運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施します。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導します。</p>	

章	2 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】
項目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	東北運輸局
細目	事業の概要	
	<p>主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知します。</p> <p>また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進します。</p> <p>さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導します。</p>	

章	2 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】
項目	(4) 気象情報等の充実	山形地方気象台
細目	事業の概要	
	<p>ア 鉄道事業者に対する適切な指導</p> <p>鉄道事業者に対し、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車運行の安全確保に努めるよう指導します。</p>	

イ 適時、適切な気象情報等の提供

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう気象特別警報、警報、予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めます。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行います。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供します。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図ります。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図ります。

(ア) 気象特別警報、警報、予報等

気象による鉄道運行障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報、警報、予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知します。

(イ) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による鉄道運行障害が予想される時は、気象庁として適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知します。

緊急地震速報（予報及び警報）については、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組めます。

また、的確な防災対応に資するよう、津波警報等の運用を確実にを行うとともに、地震の規模や津波の状況を正確に把握し、迅速的確な津波警報等の更新や沖合の津波情報の発表を行うため、広帯域強震計や沖合津波計の利活用を推進します。

(ウ) 噴火警報等

火山現象による鉄道運行障害が予想される時は、気象庁として適

	<p>時・適切に警戒が必要な範囲を明示して噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知します。</p> <p>(エ) 気象知識等の普及</p> <p>気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、気象特別警報、警報、予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催します。</p>
--	---

章	2 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	
細目	事業の概要	
	<p>関係機関及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行います。</p> <p>また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導します。</p> <p>さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導します。</p>	

章	2 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】
項目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	東北運輸局
細目	事業の概要	
	<p>事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて、運輸事業者の安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるための安統管フォーラム（安全統括管理者会議）を平成29年10月に創設し、引き続き「横の連携」の場づくりを図っていきます。また、運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を支援することを目的とした国土交通大臣表彰を平成29年5月に創設し、運輸安全マネジメントに関する取組に優れた事業者に対して毎年10月に表彰を行っています。これらの取組などを行うことにより、運輸安全マネジメント制度の取組の強化・拡充を図ります。</p>	

章	3 鉄道交通環境の整備	【実施機関】
項目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	東北運輸局、東日本旅客鉄道、山形鉄道
細目	事業の概要	
	<p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めます。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図ります。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進します。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっています。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進します。</p> <p>さらに、平成28年度に設置した「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」においてとりまとめたホームドアの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合</p>	

	<p>的な転落防止対策の実効性を確保するため、検討会を活用した進捗管理を行い、鉄道事業者の積極的な取組みを促すことで、引き続き、駅ホームの安全性確保に向けた取組みを推進します。</p>
--	--

章	3 鉄道交通環境の整備	【実施機関】
項目	(2) 運転保安設備等の整備	東北運輸局、東日本旅客鉄道
細目	事業の概要	
	<p>曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、平成28年6月までに完了しましたが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図ります。</p> <p>※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。</p>	

章	4 鉄道車両の安全性の確保	【実施機関】
項目		東北運輸局
細目	事業の概要	
	<p>発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直します。</p> <p>また、平成27年12月に運輸安全委員会より国土交通大臣に提出された「貨物列車走行の安全性向上に関する意見について」の指摘を踏まえ、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、貨物利用運送事業者、荷主、研究機関等の関係者と貨物列車走行の安全性向上に関して検討を行います。</p>	

章	5 救助・救急活動の充実	【実施機関】 東北運輸局
項目		
細目	事業の概要	
	<p>鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。</p>	

章	6 被害者支援の推進	【実施機関】 東北運輸局
項目		
細目	事業の概要	
	<p>ア 平時における取組み</p> <p>(ア) 被害者等への支援体制の整備</p> <p>公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図ります。</p> <p>(イ) 事業者における支援計画作成の促進</p> <p>公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組みを図ります。</p> <p>イ 事故発生時の取組み</p> <p>(ア) 事故発生直後の対応</p> <p>被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように図ります。</p> <p>また、被害者等が事故現場等において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関</p>	

	<p>する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図ります。</p> <p>(イ) 中長期的対応</p> <p>公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図ります。</p> <p>また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して、関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組みを図ります。</p>
--	--

章	<b>7 鉄道事故等の原因究明と再発防止</b>	【実施機関】 東北運輸局
項目		
細 目	事 業 の 概 要	
	<p>運輸安全委員会は、鉄道事故及び鉄道事故の兆候(鉄道重大インシデント)の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努め、もって鉄道事故の防止に寄与します。また、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させます。</p> <p>さらに、事故等調査で得られた結果等に基づき、事故等の防止又は事故が発生した場合の被害の軽減のため、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道交通の安全に寄与します。</p> <p>また、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果や、個別の事故等調査の結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行うとともに、過去の事故等調査結果を有効活用するためデータベースのコンテンツ等を充実させます。</p>	

## 第4部 踏切道における交通の安全に関する施策

章	1 踏切道の立体交差化、構造の改良 及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	【実施機関】 東北運輸局、東北地方整備局、 県土整備部、東日本旅客鉄道、 山形鉄道
項目		
細目	事業の概要	
	<p>遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図ります。</p> <p>なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が輻輳（ふくそう）することがないように事故防止効果の高い構造への改良を促進します。</p> <p>また、立体交差化、構造の改良に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切・駅周辺対策等ソフト・ハード両面からできる対策を総動員します。</p>	

章	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	【実施機関】 東北運輸局、東北地方整備局、 県土整備部、東日本旅客鉄道、 山形鉄道
項目	(1) 踏切保安設備の整備	
細目	事業の概要	
	<p>踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行います。</p> <p>自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。</p> <p>高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を進めます。</p>	



	<p>なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進します。</p>
--	--

章	<b>2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</b>	【実施機関】
項目	(2) 交通規制の実施	東日本旅客鉄道、山形鉄道、警察本部、東北地方整備局、県土整備部
細 目	事 業 の 概 要	
	<p>道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を推進します。</p>	

章	<b>3 踏切道の統廃合の促進</b>	【実施機関】
項目		東北運輸局、東北地方整備局、県土整備部、自治体、県、東日本旅客鉄道、山形鉄道
細 目	事 業 の 概 要	
	<p>踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進します。</p> <p>ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとします。</p>	

章	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を 図るための措置	【実施機関】 東北運輸局、自治体、警察本部、
項目		県、東日本旅客鉄道、山形鉄道
細目	事業の概要	
	<p>緊急に対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進します。</p> <p>また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進めます。</p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進します。</p> <p>また、学校等において、踏切道の正しい渡り方等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。</p> <p>このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めます。</p> <p>県踏切道事故防止対策委員会においては、踏切事故防止啓発活動やラジオスポット放送等による踏切事故防止広報活動を推進します。</p>	